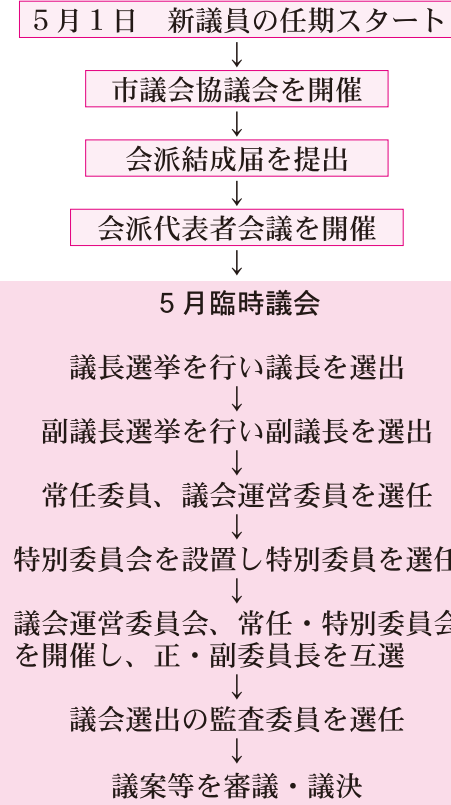


初議会（5月臨時議会） 開催の流れ



選挙・同意
選挙管理委員などを選挙で選んだり、副市長、監査委員、教育委員など重要な人事案件について、同意す

5月臨時会の役割

四年に一度の市議会議員改選期と、二年に一度の委員会委員の改選時には、5月に臨時会を開催し、議会の体制を決めています。この5月臨時会は、臨時会の中でも特別な意味を持っており、議長・副議長を選挙で選出するほか、常任委員会及び議会運営委員会の委員を選任するとともに、

新たに設置した特別委員会の委員を選任し、各委員会の正・副委員長を互選します。また、議会選出の監査委員等を選任します。
なお、議会運営に関する事項は、通常、議会運営委員会で決定しますが、一般選挙後の初議会となる5月臨時会では、議会運営委員会が組織されていないため、会派の代表者で構成する会派代表者会議で協議して決めています。

市議会の仕事

市議会の行う仕事には、主に次のようなものがあります。
議決
議会の仕事の中で最も代表的なもので、条例の制定や改廃、予算、決算、市が結ぶ重要な契約、財産の取得・処分等を審議し、可否を決めます。
議案の発案権・修正権
議員は、議会の決定事項に関し自ら議案を提出したり、提案された議案を修正できる権限を持っています。

みなさんと 市議会

5月臨時会の役割 と市議会の仕事

4月22日に行われた市議会議員選挙の結果、新たに五十三人の議員が選出され、5月1日から新議員の任期がスタートします。ここでは新しい議会の組織・構成を決める5月臨時会の役割と市議会の仕事について紹介します。

るかどうかを決めます。

市議会の仕事

議会は、市の仕事全般にわたるか調査し、報告を求めていることができます。また、事務の執行状況や出納の検査などは、監査委員に専門的な監査を求めて、その結果を請求することができます。

請願・陳情の審査

請願や陳情は、市民の皆さんの要望や意見等を、市行政に反映させようとするものです。受け付けた請願・陳情は、所管の委員会等で審査し、要望や意見書等が妥当であると判断した場合は採択し、そうでない場合は不採択とします。採択したものは、市長、教育委員会その他関係機関に送り、実現を要望します。

意見書の提出、決議の議決

市民の皆さんの生活環境の改善や福祉の充実を図るためには、市の力だけでは解決できない諸問題があります。このようなとき、市議会では、国や県などに問題点の改善、変更や中止などを求め、意見書を提出することができます。また、議会の意思を表明する場合には、決議を行います。

市議会日誌

(1月)

15日 総務委員会
19日 議会運営委員会
23日 議会運営委員会
建設委員会及び同協議会

24日 1月臨時市議会本会議

26日 総務委員会

29日 都市活性化調査特別委員会

1日 保健福祉委員会
5日 広域行政及び政令指定都市調査特別委員会

(2月)

9日 議会運営委員会
14日 広域行政及び政令指定都市調査特別委員会

19日 議会運営委員会
20日 総務・保健福祉・環境
消防水道・経済・建設
・文教委員会及び各同協議会

2月定例会

(日程は一面に掲載)

(3月)

29日 議会運営委員会

